

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

- (2) 議案第56号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

資料1 議案第56号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運
営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 5 6 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営
の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者の基準から障害福祉サービス経験者を削除する
- (2) 指定児童発達支援事業所等において、医療的ケアを必要とする障害児に必要な支援体制の整備を推進するため、当該障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くことを義務付ける
- (3) 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、指定児童発達支援事業者等に、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p> <p>第1章 総則 (指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>ならない。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 児童発達支援 第1節 基本方針 (略)</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p> <p>第1章 総則 (指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければ</u>ならない。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 児童発達支援 第1節 基本方針 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>又は保育士</u>（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</p> <p>指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、<u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰</u></p>	<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>、保育士</u>（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）<u>又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支</u></p>

改正後	改正前
<p>吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p>	<p>援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p>
<p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 <u>(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u> 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>4 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員<u>又は保育士</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第1号の児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員<u>又は保育士の合計数</u>の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員、<u>保育士及び障害福祉サービス経験者</u>の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を、置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数は指定児童発</p>	<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を、置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 それぞれ1人以上で、その総数は指定児童発</p>

改正後	改正前
<p>達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上</p>	<p>達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上</p>
<p>(3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>(3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>
<p><u>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めるこ</u></p>	<p>3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>とができる。</p> <p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数</p> <p><u>(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p><u>7 第1項第2号、第4項第1号及び次項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p><u>8 第1項(第1号を除く。)から第5項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準 (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	<p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 第1項第2号、第3項第1号及び次項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p><u>6 第1項(第1号を除く。)から第4項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準 (通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2～3 略</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第56条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、当該原案が障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所の提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>	<p>2～3 略</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）</u>第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第56条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、当該原案が障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所の提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の意見を踏まえた児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>	<p>6 児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、前項の意見を踏まえた児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</p>
<p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>	<p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>
<p>8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。</p>
<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更について準用する。</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による児童発達支援計画の変更について準用する。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(管理者の責務)</p>
<p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第44条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>	<p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第44条</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p>
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>

改正後	改正前
<p>(3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 (11) 虐待等の防止のための措置に関する事項 (12) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>(3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 (11) 虐待等の防止のための措置に関する事項 (12) その他事業の運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p>	
<p><u>第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>て、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	(新設)
<p>(非常災害対策)</p>	(非常災害対策)
<p>第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>(衛生管理等)</p>	(衛生管理等)
<p>第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>当該</u>指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びま</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為（<u>以下この条において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(重要事項の揭示)</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為（<u>次項において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第46条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第46条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の実業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（<u>昭和22年法律第26号</u>）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の実業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p>
<p>第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」</p>	<p>第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基</p>

改正後	改正前
<p>という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員 <u>又は保育士</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員 <u>又は保育士</u> の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当児童発達支援の単位」とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当児童発達支援の単位」とは、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>3 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p>第3章 医療型児童発達支援 第4節 運営に関する基準 (準用)</p>	<p>第3章 医療型児童発達支援 第4節 運営に関する基準 (準用)</p>
<p>第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第68条第1項から第3項まで」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、<u>第44条第1項</u>中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従</p>	<p>第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第68条第1項から第3項まで」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、<u>第44条</u>中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従</p>

改正後	改正前
<p>は「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員 <u>又は保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員 <u>又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p> <p><u>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p><u>(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p>	<p>業者の勤務の体制」と、第56条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数</u>を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p>	
<p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p>	(新設)
<p><u>4 前3項</u>の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p><u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p><u>5 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p><u>4 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>
<p><u>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>	<p><u>5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>
<p><u>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>	<p><u>6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p><u>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤</u></p>	<p><u>7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤</u></p>

改正後	改正前
<p>でなければならない。</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員 <u>又は保育士</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員 <u>又は保育士</u> の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当放課後等デイサービスの単位」とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>でなければならない。</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u> の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当放課後等デイサービスの単位」とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><u>3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p>第5章 居宅訪問型児童発達支援 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p>	<p>第5章 居宅訪問型児童発達支援 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p>

改正後	改正前
<p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（<u>短期大学を除く。</u>）<u>若しくは大学院において</u>、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 保育所等訪問支援</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の<u>学部で</u>、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 保育所等訪問支援</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、<u>第44条第1項</u>中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例 (従業者及びその員数に関する特例)</p> <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第3項及び第6項を除く。</u>）、第64条、第74条第1項から第3項まで及び第5項、第82条の3第1項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第3項及び第5項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び<u>第4項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所</p>	<p>(準用)</p> <p>第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、<u>第44条</u>中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例 (従業者及びその員数に関する特例)</p> <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、<u>第2項</u>及び<u>第4項</u>、第7条、第64条、第74条第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第82条の3第1項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び<u>第3項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指</p>

改正後	改正前
<p>支援」と、<u>同条第5項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第7項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第8項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第3項及び第5項</u>中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>	<p>定通所支援」と、<u>同条第4項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第5項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第6項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項</u>中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>
<p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、<u>第6条第6項</u>及び<u>第74条第6項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p>	<p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、<u>第6条第5項</u>及び<u>第74条第5項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用に</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</u></p> <p>5 <u>旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p>6 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p>7 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>8 <u>施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>9 <u>この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p>10 <u>旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。</u></p> <p>11 <u>旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合计数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合计数（看護職員を除く。）」とする。</u></p>	